

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立稲荷元町保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 4 年 5 月 10 日(契約日)～ 令和 4 年 11 月 30 日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【地域環境や子どもの自主性を重んじた保育の展開】

保育所は富山市中心部に位置し、富山地方鉄道の上滝線・稲荷元町駅近くの線路沿いにある。保育室や園庭から見える電車や車掌さんに手を振ったり、様々な電車の種類を知ったりするなど電車に親しんでいる。電車に触れることで、電車の名前・電車のヘッドマークマップやご当地キャラクターマップ・電車作り・鉄道作り・電車ごっこ(異年齢児を巻きこみながら役割とルール作り)・室内から室外へと時間をかけて遊びが展開されている。

また、近くには大型ショッピングセンターがあり、野菜の苗やクリスマスケーキのトッピングのお菓子、年長児は100円ショップで買い物を楽しむなど社会性を育む体験をしている。このように、子どもを取り巻く環境を活かし、一人ひとりのペースを大事にしながら興味や関心を持って遊びを展開していけるように空間と時間を保障している。

【地域への積極的な関わりから育まれる良好な信頼関係】

中長期事業計画の中で地域の拠点としての役割の視点として、地域との連携を深め子育て支援の活動を推進することと、地域の保育ニーズを把握し保育所から情報発信の工夫をすることの二点をあげている。保育所からの情報発信の工夫として、地域向け機関紙“いなりっこだより”(年4回)を発行し、保育所の子どもたちのエピソード等を載せ理解してもらっている。これまでに民生委員・児童委員やシニアサポーター等の協力により、地域の方とのふれあい事業として(いちごの収穫体験・さつま芋堀り・地蔵祭り・老人施設訪問等)の交流を行っている。今後中学校とはキャリア教育で交流する予定である。地域の保育ニーズを把握するため定期的に地区センターへ行き、所長と懇談したり、センター内に“保育所に遊びにきませんか”というチラシを設置し、親子サークルへの働きかけをしたりしている。12月に大型ショッピングセンター内に避難する災害時避難訓練を実施する計画をしている。

【同僚性を基盤とした職員の育ち合いに向けてリーダーシップを発揮】

所長はチームワークを第一としながら、職員一人ひとりの工夫や思いを尊重し、それぞれの良さを引き出す雰囲気づくりを心がけている。各保育室の環境など職員の工夫が随所に見られる。園内研修では、目指す保育指針の基本となる参考文献を取り上げ、各年齢のねらいを掲げ実践し、評価・反省を行い、全職員が参考文献からの学びを大切にしている。日々の保育実践についても、保育所内の公開保育や保育所独自で作成した「振り返りからの学びシート」を通して、職員間で自由に意見が言い合える体制をつくり、互いに高め合う意識を持ちながらPDCAサイクルによる自己評価を行い、より充実した保育実践につながるよう工夫している。所長として、子どもの目標＝職員の目標と捉え、チームワークと自己評価を大切にし、職員同士が保育のプロとして尊重し合い、連携・協力して高め合っていく同僚性を基盤とした職員の育ち合いに向けてリーダーシップを発揮している。

◇ 改善を求められる点

【保育の標準的な実施方法の作成と周知】

標準的な実施方法として、生活習慣面(オムツ交換・ミルクの与え方・食べ物をこぼした時の後始末の仕方)など、何気なく行っている保育・支援に対する手順(マニュアル)の作成と周知が必要である。また、来所される保護者・地域ボランティアなどへの対応方法も、職員で話し合い手順を作成し周知しておくことが望ましい。全職員(正規・会計年度任用職員等)が理解し実践していくことで、保育の質の向上へとつながっていくことに期待したい。標準的な実施方法は、基本的な保育・支援に関するものだけでなく、保育実施時の留意点や子ども・保護者のプライバシーへの配慮など保育全般に渡るものであり、必要なものを文書化し、全職員で十分理解しておくことが望ましい。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

「子どものやりたいが発揮される環境づくり」について、職員間で話し合いを重ね一丸となって楽しく保育をすすめてきました。

それぞれの保育者が自己評価を通して、課題を見つけ改善策を考え、実践をくり返したり、保育指針や文献を読み込み、より良い関わりや環境設定について話し合ったりしたことで、お互いの保育観を理解し合い、学び合うことができました。

今回の第三者評価受審結果からは、保育所の課題を再確認することができました。標準的な実施方法として、保育・支援に関する手順書を作成、周知し全職員で理解して実践すると共に、同僚性を大切に“ていねいな保育”の継続に努めていきたいと思います。

最後に今回の第三者評価を受審するにあたり、ご尽力いただいた評価機関の皆様、お忙しい中利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ b ・c
＜コメント＞『富山市基本理念』に基づき、保育理念が掲げられている。玄関に理念や保育方針を分かりやすく図式したものを掲示したり、印刷し配付したりして保護者への周知を図っている。今年度から、図式内に保護者・地域の願いも加えている。 保護者には、「重要事項説明書」に保育理念や保育方針、目標について明記し、入所説明会や保育参観等で伝えている。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市では『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質、安心安全な保育を提供するため『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、その中に分析及び取組・方策が示されている。 全国保育協議会発行（ぜんほきょうや保育の友等）の保育情報誌を職員に回覧し、保育に関する参考資料として保育の動向の把握に努めている。 毎年、保育要覧を作成し入所児童の校区内外の利用状況や家族状況等を把握している。		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ b ・c
＜コメント＞公営のため設置主体である富山市において、基準を満たした人員配置と利用者の決定が行われている。毎年、保育所要覧の調査協力を行い、組織体制や利用者及び待機児童状況、人材育成や勤務状況（超過勤務含む）、財務状況等の動向を把握するように努めている。この保育所では、業務内容の精査や分担を行い、副所長が保育室に入り、勤務時間内に環境設定や事前準備等がスムーズにできるように工夫している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>中長期事業計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、令和2年度～6年度における「稲荷元町保育所中長期事業計画5か年継続計画」を策定している。年度初めに全職員で昨年の計画を見直し、「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の拠点としての役割等」の改善すべき具体的施策を話し合い、改善に努めている。また、改善に向けての数値目標を設定し、具体的な成果や課題を把握しながら必要に応じて見直しを行っている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<コメント>「稲荷元町保育所中長期事業計画」に基づき、保育目標及び具体的な取組について、3歳以上児、2歳児、0・1歳児に分け策定されている。 全職員で前年度の反省をもとに保育方針、保育目標、子どもの思いを掲げ「保育運営」「人材育成」「危機安全管理」「地域の保育所」の4項目の視点や具体的な施策を明記し、全職員に周知している。 実施状況について評価する際に、数値化し、できる限り定量的な分析が可能となるよう、数値目標や具体的な成果目標等を設置した内容の策定に期待したい。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<コメント>事業計画は前年度の反省を踏まえ、どんな保育所にしていきたいか等を話し合い、意見を集約し保育所の方向性を取り決め、策定をしている。 年度末に、事業計画の評価を実施し次年度の計画に活かしている。今年度は保育目標を見直し難しい言葉の変更を行った。 保護者に保育に関する意向調査を実施しており、分析、集計し保護者の願いや思いの項目を掲げることで、さらなる事業計画の充実が図られることに期待したい。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<コメント>「令和4年度保育所運営について」という年齢別の書類を、6月に保護者に対し配付している。内容は、保育理念・保育方針・保育目標・子どもの思い・今年度保育の中で大事にしていること等である。また、必要に応じ保育所だよりやクラスだより、ほけんだより、給食だより等、玄関掲示板で知らせている。行事等については、具体的に「お知らせ」を配付し、保護者が理解しやすいようにしている。子どもたちのあそびの意味、保育の意図的な内容等、写真やコメントを添える等工夫している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<コメント>第三者評価受審を計画し、内容評価基準に基づく自己評価を実施している。全職員の自己評価の結果を集計し、評価が低い項目について、職場会議等で話し合い、原因を探り改善に向け努力している。また「子どものやりたい！が発揮できる環境作りについて」というテーマで自園研修を行い、保育内容を振り返り、保育目標や保育指針に沿った保育となっているか等、改善点を話し合いPDCAサイクルの手法に基づいて実施している。 6月に『幼児教育施設訪問研修』を受講し、保育所内の公開保育や幼児教育アドバイザー等の助言を受け、保育の質の向上を目指している。 今後も保育の質の向上に向けた保育を重視し、研修や日々の保育内容に期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<コメント>『自己評価』『保育のちえっくりすと』『人権擁護のセルフチェックシート』等を集計、分析を行い、課題を文書化し明確にし、さらに付箋等を用いることで、職員での共通化を図っている。評価が低い項目については、職場会議、3歳以上児会議、3歳未満児会議、ケース会議等で改善に向け話し合い努力している。 改善策・改善実施計画の中には単年度では解決できないものも想定し「中・長期事業計画」の中で段階的に解決へ向かって取組んでいくことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント>所長の具体的な役割と責任は、職務分担表に明記し職員に周知している。年度初めに、職員の服務や子どもへの関わり方等を職員会議で職員に明示、周知している。 所長不在時の対応は副所長に一任し、副所長に報告・連絡・相談が確実に実施されるよう職員に周知を図り、副所長は速やかに所長に報告する等の連絡体制を整え対応している。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント>富山市主催の所長会議等において指導を受け、個人情報及び守秘義務等について職場会議で全職員への周知、徹底を図っている。公務員倫理の所内研修を実施し『富山市個人情報保護条例』等を回覧し、周知の徹底を図っている。 全ての個人情報の管理・漏洩については日頃から声をかけ、文書等は職員室の鍵のかかる棚で保管している。		

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<コメント>保育内容が保育方針や目標に即しているかを把握し、副所長と職員に助言・指導を行い、保育の質の向上に努めている。また保育所内の公開保育「私の部屋へようこそ」を実施し職員間での評価、学びから保育の質の向上を図っている。 ミーティング等での話しやすい雰囲気配慮し、職員一人ひとりの考え、意見を出し合い保育の方向性を決めるようにしている。 所長は、子どもの目標は職員の目標と同じに考え、「健康な子ども＝健康な職員」「思いやりのある子ども＝思いやりのある職員」「自分で考えて行動できる子ども＝自分で考えて行動できる職員」「感性豊かに表現できる子ども＝感性豊かに表現できる職員」と捉え、子どもが楽しみ職員も同時に楽しむこと等は、保育の向上に大切なことであると考え、日頃のモットーとしている。また、チームワークを大切にしながら、職員同士が保育のプロとして尊重し合い、連携・協力して保育を展開する同僚性を目指している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・㉒・c
<コメント>公設管理体制のため、運営状況や財務分析については保育所単位で行われていない。業務内容や進捗状況を把握し、人員配置や業務量を調整しながら時間内に仕事を分担して行うように努めている。職員の早番や遅番、休憩や研修等によって、職員が不足する所を把握し、その都度職員の職務体制を考え実施している。 昨年度より、富山市立保育所等保育研究会の所（園）長部会で保育のガイドラインの作成が進められている。『働き方改革』の取組をテーマに話し合いを進めているグループもある。 また、今年度は、さらに所（園）長部会で公立全所（園）長が、各職場における『働き方改革』の工夫点等について情報交換を行う予定である。所長は、研修で学んだこと等を実行し、助言・指導を行っており、仕事の効率化を職員にも促し、『働き方改革』が意識づくようにしている。その一端として全職員共有の「業務ノート」を使用し仕事の見える化を図り、効率化されている。「業務ノート」とは「〇〇してください。」と記入すると、時間のある職員が自主的に作業をするという仕組みになっており、職員の協力体制と効率化が進んでいる。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㉓・c
<コメント>富山市へ在所人数を報告、連携しながら適切な人員配置及び育成と定着に努めている。正規職員の人材確保については、富山市が策定した『富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき事業の見通しをたてながら、入所児童数を見据え職員の採用計画を行っている。 保育所での職員の配置は、正規職員や会計年度任用職員の配置バランスや経験年数等のキャリアや特性を考慮している。また保育士の資格がなく助手として勤務している職員には、子		

育て支援員資格の取得をすすめている。 『富山市職員採用案内2022』として具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を担当課が作成し、県内のみならず、隣接した都道府県保育士養成校などに直接呼びかけている。また、定着に向け各種休暇体制などを設け、サポートしている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市が策定する『人事異動調査・業務計画・勤務評定・自己申告』等、定期的に実施し、所長が中心となり、業務評価に対して各自の業務・保育目標のモニタリングを実施する等客観性、公平性、透明性を持った人事管理を組織的に行っている。また、処遇においても昇任・昇格基準が明確になっており、目標を持って就業できる環境がある。 富山市教育・保育方針に「望まれる職員像」が明文化されており、職員に周知されている。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
＜コメント＞年次休暇や特別休暇、超過勤務等については、所長に申請し、所長が承認している。富山市では、毎週水曜日を『さわやかナイスデー（ノー残業デー）』と推奨しており、職員に定時による帰宅を促している。『ストレスチェックシート』を年1回、職員課に提出し、必要があれば、富山市庁舎内の『こころの健康相談室』で臨床心理士に相談できることを職員に周知している。 「業務ノート（職員がしてほしい作業）」を見て、他の職員が率先して実施することで、職員のコミュニケーション・チームワーク等を図り、作業の効率化を目指している。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞正規職員は、年2回の業績評価や個別面談において目標を明確にし、目標達成度や評価をしている。会計年度任用職員は、年度初めに所長と面談を行い、職務についての意向を把握している。全職員に対して所長が期首面談を行い、目標に取り組む姿勢、頑張り、成果等を認め評価を行っている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市では保育関連分野において分類された教育、保育に関する研修計画の基本方針を作成しており、『望まれる職員像』が明記されている。「中長期事業計画」や「単年度事業年間計画」には人材育成・研修の項目に、園内外の研修に積極的に参加し保育の質を高めていくこと、各職種の研修計画、自主研修、研修受講報告等について記載されている。自園研修テーマ「子どものやりたい！が発揮される環境づくり」のもと、3歳以上児は「子どもの興味・関心から、主体的にじっくりと遊びこめる環境」について、3歳未満児は「丁寧な保育について」人的・物的環境から考える」について研修を行っている。さらにこの自園研修が職員や、子どもたちが生き生きと楽しめる研修へと高まることを期待したい。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ b ・c

＜コメント＞富山市は令和２年より各職員５年間の研修履歴が把握できる『富山市保育所職員研修受講履歴書』を作成し導入している。研修計画には職員の意向や経験が反映され、業務に必要な時は所長が研修参加を奨励している。富山市こども保育課主催の研修は、階層、職種、テーマが決められており、その中から全職員が希望する研修や該当する研修に参加している。また、研修の情報提供を行い、各種保育関係団体主催の自主研修への参加を職員の協力体制のもと推奨している。		
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市こども保育課作成の『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』に沿って副所長が窓口になって対応している。今年度は、保育士・幼稚園教諭養成課程を履修している短大生、看護学校生、１４歳の挑戦の中学生等を受け入れている。 学校と連携し実習内容について連絡を密にし、実習内容計画を話し合い実習が実りあるものになるように配慮している。今後も保育所の社会的責務を果たすために、福祉の人材を育成すること、保育に関わる専門職の研修・育成への協力をすることが望ましい。		

Ⅱ－３ 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ－３－（１） 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ－３－（１）－① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市ホームページで基本情報、保育方針や保育目標、第三者評価結果等について掲載している。公営であることから富山市が予算及び決算など財務情報を公開しているが、保育所単位での情報公開は行われていない。保護者には、第三者評価の受審、苦情、相談内容等の公表等、保育の向上に関わる取組を「保育所だより」や玄関や窓口で閲覧できるようにしている。なお第三者評価結果は玄関に設置し公表する予定である。 年４回地域向け機関紙「いなりっこだより」を発刊し、地域住民に保育所の活動や取組を知らせている。 保育所の理念・基本方針・保育目標・保育内容の特色・給食等が記された簡単なパンフレットを地区センターに置いてもらったり見学者に配布したりして地域に向けての取組も行っている。今後、関係する小学校へ「保育所だより」やパンフレットを配布し、保育所の理解を広げること期待したい。		
22	Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞保育所単位で必要な備品及び消耗品等の購入するための予算が、年度単位で４月に富山市より配当される。それらの扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら収支計画を作成し、所長、副所長がマニュアルに基づき適切に出納管理している。 富山市監査委員事務局の監査を受けて、保育所の指摘事項を今後の留意点として事務処理に努めている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞「全体的な計画」「中長期事業計画」「単年度事業計画」の中で地域との連携及び交流について記載している。今年は民生委員児童委員の援助を受け、さつま芋の苗植え・いちご摘みの体験ができた。地域の行事や活動に参加する際は、保護者に参加の可否を確認し職員が引率して参加している。地域向け機関紙「いなりっこだより」を年4回発行し、保育所での子どもたちのエピソードなどを載せ理解してもらっている。例年は地域の方とのふれあい行事(地蔵祭り・老人施設訪問等)があったがコロナ禍で中止となった。富山市こども保育課の『行事の持ち方の方針』を基に感染症対策を取りながら、可能な限り地域の方との交流を持てる計画をしている。子どもの社会体験の場を広げ、社会性を育てるための取組を進めていくことに期待したい。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
＜コメント＞富山市作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に記載された基本姿勢を職員に周知している。14歳の挑戦等の職場体験の受け入れについては、保育所だよりや玄関掲示で保護者に伝え理解を得ている。参加者には事前オリエンテーションにて、子どもとの関わり方について説明している。『シニア保育サポーター事業』についても要綱に基づき実施している。中学校へのキャリア教育についても要綱に基づき実施し、今後、所長が中学校に出向き、キャリア教育を行う予定である。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞要保護児童や個別配慮児のケースについては、関係機関より年2回巡回指導を受け、子どもへの関わり方について相談したり助言を受けたりしている。富山市こども健康課・保健福祉センター・児童相談所と定期的に要保護児童の情報共有を行っている。富山市こども健康課へは月1回情報提供書に登所状況等を記載し報告している。職員との情報共有は、必要に応じてその都度職場会議で周知している。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞民生委員児童委員の方が来所した際に、地域のニーズを把握するよう努めている。定期的に地区センターへ行き所長と話したり、センター内に「保育所に遊びにきませんか」というチラシを設置したり積極的な働きかけをしている。また、年30回実施している親子サークルの利用者より、保育所へのニーズや生活課題など積極的に地域の方々の意見を聞き、聞き取りの中から把握する等努めていくことも期待したい。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c

＜コメント＞公園のフリーアート事業や、地区の作品展に参加し、地域活性化に努めている。地区センターに親子サークルについてのポスターやチラシを設置し、地域の子育て世代が保育所を気軽に利用できるようアピールしている。普段から交流のある保育所近隣にある大型ショッピングセンターとの関わりの機会を活かし、より地域との連携を図る活動に積極的に取り組んでいくことに期待したい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞「重要事項説明書の提供する保育の内容」として、子どもを尊重した保育の実施について記載している。国籍や性別により差別することなく、一人ひとりを温かく受け入れる保育を行っている。人権擁護研修に参加し内容を全職員で共有したり、ガイドブックの事例を基に声かけや関わり方など、子どもの対応について意見を出し合ったりして、子どもを尊重した保育について理解を深めている。『人権擁護のためのチェックリスト』を全職員で行い、結果を数値化し自分の保育を振り返り改善するよう努めている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・b・c
＜コメント＞「プライバシーの尊重マニュアル」を作成し、プール遊び等着替えやオムツ交換の際にはパーテーションを設置して行ったり、園外保育の際は名札を保育所名に変え個人名が分からないようにしたりするなど配慮している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞玄関に「保育所運営規定」や「重要事項説明書」を設置している。また、「保育所等入所のご案内」「パンフレット」「子育て支援ガイドブック」等を地区センターに設置し、いつでも入手できるようにしている。見学希望者は随時受付し、保育所で作成したパンフレットで対応している。 保育所情報は、富山市のホームページや富山市子育て支援ガイドブックに公開され、情報内容は毎年、確認・見直しを行っている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞入所説明時に「重要事項説明書」を基にわかりやすく説明し個別の相談にも対応している。コロナ禍の影響で行事等変更になった場合は、口頭で丁寧に説明し理解を求めている。説明は、どの保護者に対しても保育所が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが前提となる。特に配慮が必要な保護者には、どの職員でも対応できるよう保育所としての説明のルール・手順を書面で作成することが望ましい。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞転所、就学において子どもの配慮すべき事項や必要な書類（同意書・児童保育要録・生活管理指導票）を渡したり話し合いの場を設けたりし、保育の継続性に配慮している。保育所利用の終了後も、相談機関として担当者や窓口があることを口頭で知らせている。今後は、修了時の案内状に一文載せることも検討している。今年度は小学1年生を交流会に招待しようと往復はがきで呼びかけたが、コロナ禍のため中止になった。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞日々の子どもたちの表情や遊びの様子から子どもたちの満足感を把握し、意欲的にあそびを楽しめる環境作りに努めている。保護者とは連絡帳のやりとりで思いを把握するようにしたり、行事の際に感想を記入してもらったりしている。また、個別懇談会で意見を聞いたり、父母の会役員の方と懇談したりして、保護者の意向を知るようにしている。保護者には年度初めにアンケートをとり結果を公表し、今年度から計画に反映するようにした。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、機能している。	a・b・c
＜コメント＞玄関に苦情解決システムについて掲示し、意見箱を設置している。苦情解決システムに基づき、副所長が窓口になり苦情解決責任者である所長に伝え、所長が丁寧に対応している。保育所だけでは解決出来ない問題においては、富山市より委嘱された第三者委員に諮る体制をとっている。苦情を申し出た保護者が特定される事例については、個別に対応している。今後、苦情解決の仕組みについて保護者にさらに周知していくことが望ましい。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞担任の他に副所長・所長にも相談できる環境を整えている。相談を希望する保護者には、「個別相談申込書」が玄関に設置してあり自由に利用できる。相談場所として相談者のプライバシーが守られるよう配慮している。今後も保護者が必要に応じて安心して相談できる環境作りを期待したい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
＜コメント＞相談を受けた際は所長・副所長に内容を伝え、保護者の気持ちに寄り添いながら対応するよう職員間で共通理解している。日頃から保護者と良好な関係、話しやすい雰囲気づくりに努め、保護者の話を丁寧に傾聴するよう心がけている。また、保護者からの相談に対しては、速やかに職員で話し合い、できるだけ早く対応するよう心がけている。相談内容においては、個人情報保護の観点から、周知する範囲は精査するなど考慮している。相談・質問・苦情内容等を記す様式があり必要に応じて記載している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		

37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉔・c
＜コメント＞富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、保育所のマニュアルを作成し全職員に周知している。玄関にわかりやすい写真やコメント入りのリスクマップ・おさんぽマップを掲示し、子どもや保護者に知らせている。「ヒヤリハット報告書」を全職員に回覧し、気づきや改善点を付箋で記すことで再発防止に努めている。事例の内容によりSHELLモデル（事故防止対策）で発生要因を分析し、必要に応じて職場会議で話し合い改善策・再発防止策を全職員で確認している。今後も子どもの安心・安全な生活を守る為にリスクマネジメント体制を維持していくことに期待する。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉔・c
＜コメント＞所長の責任の下、副所長、保健衛生担当保育士が中心となり感染症対策を実施している。『保健のしおり』や『保育所における感染症ガイドライン』等を確認し感染症の症状や衛生管理、感染経路、予防方法、留意点等について確認し、必要に応じて職場会議で周知している。保育所内での感染症発生状況やそれに関する情報（症状・感染経路・対応・予防策等を記載した資料）を掲示するとともに、口頭でも保護者に知らせ注意を促している。感染症対策に関するマニュアルを整備しているが、特に配慮を必要とする子（痙攣発症等）のフローチャートを準備し緊急時に対応している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉔・c
＜コメント＞災害時の対応、体制についてはマニュアルを作成し、職員間で役割分担を決め体制を整えている。様々な災害（地震・津波・洪水・大雪等）に備え、ハード面（備品整備・食料他）やソフト面（安否確認方法・職員への周知等）での問題点などを確認し周知している。「避難確保計画」を作成し、具体的な対応体制を策定している。今後、地域との連携体制が重要と考え、近隣の大型ショッピングセンターと合同避難訓練を12月に実施する予定である。子どもの安全確保のための取組を今後も積極的に取り入れていくことに期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉔・c
＜コメント＞『富山市保育所保育のガイドライン』を指針として、保育に関する標準的な実施方法を職員間で話し合い周知している。「全体的な計画」に基づき子ども一人ひとりの姿を捉えながら、ねらいや活動内容、環境構成等記載した指導計画を作成し実践している。子どもたちが日常生活の中で必要な手順を、イラスト入りで掲示している。今後、保育の標準化を図るために必要な、様々な保育の場面における、保育士の細やかな配慮や支援を含む手順書やマニュアル等を作成し、さらに充実した内容となるよう整備していくことが望ましい。		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
＜コメント＞保育の標準的な実施方法の見直しについては、3歳以上児・3歳未満児会議は月1回、職場会議は月2回、必要に応じてその都度ミーティングを実施し、保育の振り返りや見直しをしている。週ごと月ごとに保育を振り返り、評価・課題について話し合い、次月の保育に反映できるようにしている。子どもの成長や発達、保育の実施方法に不都合なことが生じてきた場合は随時見直し・変更・改善していくことが望ましい。また、標準的な実施方法の見直しにあたっては、職員だけでなく保護者からの意見や提案も取り入れ、保育の質に関する職員の共通意識を育てていくことに期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・b・c
＜コメント＞「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画がアセスメント結果を踏まえて作成されている。職場会議等を通していろいろな職員の意見を聞き、子ども一人ひとりの姿を捉えるとともに個別懇談会、連絡帳などを通して保護者の意向を聞くなどしてアセスメントを実施している。職場会議には調理員も参加し、必要に応じて富山市こども保育課の保育士・栄養士・看護師とも連絡をとっている。『幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿』を常に心に置き、保育の振り返りや評価を行うようにしている。今後もアセスメントに基づく計画の作成・実施・評価・見直しに至るプロセスを定め、継続的に取り組んでいくことに期待したい。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
＜コメント＞年間計画・年齢別及び異年齢児指導計画等は定期的に評価・見直しを行い、保育を進める中で調整・変更・追加等あった場合は経過がわかるように記載している。子ども一人ひとりに対して作成した指導計画が、計画作成・実施・評価・見直しのプロセスを経て、その内容が担任から副所長・所長につながり保育所全体で見守っていく仕組みを今後も継続していくことに期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
＜コメント＞保育の実施状況については、一人ひとりの児童票の中の発達・保育経過記録に記入し、特記する内容は『支援内容の変更等特記事項』の用紙に記入し、全職員で周知すべきことは職場会議で報告し共有している。記録の作成は市より配布された『発達・経過記録のポイント』を参考に記入し、必要に応じて所長や副所長が個別に指導を行っている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
＜コメント＞個人情報記載された書類は鍵のかかる棚に保管し、情報の漏洩や書類の持ち出し等がないよう、全職員に周知徹底している。職員が記録を持ち出す場合は、書類管理簿に記載している。富山市こども保育課作成の『ファイル基準表』に基づき保存及び廃棄を行っている。富山市情報統計課より通知・案内される個人情報に関するeラーニングを定期的に		

受講し職員に周知している。保護者には「重要事項説明書」に個人情報の取扱いについて明記し説明したり、写真掲示・メディア取材等については承諾書に記載してもらったりしている。

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
＜コメント＞全体的な計画は、年度初めに、保育所の理念や方針、目標に基づき、昨年度の計画の反省を生かし、全職員で話し合い作成している。会計年度任用職員の意見も大切にしている。地域の実態や子どもと家庭の状況などを考慮し、子どもの発達過程を踏まえ、長期的見通しをもって、保育所が持つ特色を生かしながら作成している。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ b ・c
＜コメント＞心地よく過ごせる環境となるよう、子どもの年齢や状況に応じて、保育室の机や遊具の配置を変更するなど工夫している。また、絵本コーナー、金魚コーナー、テラス、2階廊下スペースなど少人数で落ち着ける場所を作っている。日当たりの強い場所は、すだれを利用しくつろぎやすいよう工夫している。トイレにはトイレチェック表を設置し、定期的に項目別に確認し清潔に心掛けている。各保育室に温度湿度計を設置し、必要に応じて加湿空気清浄機やエアコンを利用し快適に過ごせるようにしている。食事や午睡時には子どもの動線を踏まえ空間を広くとるよう机や物の配置を工夫している。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞子ども一人ひとりの家庭環境や成育歴を踏まえ、子どもの個人差を把握し、個々の育ちなど情報を職員間で共有しながら、一人ひとりにあった関わりを心がけている。子どもの言葉に耳を傾け、子どもが話しやすい雰囲気作りを心がけ、思いに寄り添うよう努めている。子どもの気づきを大切にしたい声かけに努め、保育士自身が否定的な声かけをしないよう『人権擁護のセルフチェック』や『保育のガイドラインちえっくりすと』等を活用し、子どもへの言葉かけや関わりについて見直す機会を作っている。今後も、一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていくことを期待したい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞手洗い、排泄、午睡、登降所時の所持品の始末、水遊び・プール遊び等の手順表（イラスト入り）を作成し、子どもの目線に合った場所に掲示し、自分で理解して意欲的に出来るような環境作りをしている。同時に、子どもの発達に合わせ、絵カード等のツールを用いて、子どものペースに合わせた関わりをしている。保育活動や休息等の時間の取り方も一人ひとりの子どもの生活リズムに合わせるよう配慮している。今後も、子どもの意欲を大切に、基本的な生活習慣が身につくよう、一人ひとりの子どもの発達や生活習慣のリズムを考慮した援助を期待したい。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a ・b・c

＜コメント＞子どもが主体的に活動できる環境について、園内研修のテーマとして—子どもの「やりたい！」が発揮される環境作り—を掲げ、3歳以上児は「子どもの興味・関心から、主体的にじっくりと遊び込める環境について」、3歳未満児は「丁寧な保育について～人的・物的環境から考える～」に向けて実践している。保育士は、子どものつぶやきに耳を傾け、子どもが求めている遊び（表現活動や制作活動等）に必要な材料や用具、廃材、教材等を準備し、自由に遊びを続けることが出来る空間と時間を保障し、子どもが主体的に遊び込める環境作りと援助を心がけている。個の遊びからグループ遊び、集団遊びへと時間をかけて保育が展開されている。その一例に「電車ごっこ」がある。昨年度から行っていた制作活動からルールのあるごっこ遊びに発展し、異年齢児を巻き込み、室内から戸外に場所を移しながら遊びが展開されている。今後も、子どもの生活と遊びが豊かになる保育の展開に期待したい。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉓・c
＜コメント＞0、1歳の混合クラスとなっている。一人ひとりの月齢や育ちに応じてじっくりと遊べる環境作りを工夫している。食事と睡眠の空間を別にし、広い畳スペースでは、身体を十分に動かし、感覚遊びが楽しめる「ビジーボード」（キッチンタイマーやファスナー、計算機、LED電球等がついているボード）、棚には指先を使って遊べる玩具、保育士と物や言葉のやり取りを楽しむ「ままごとコーナー」等、子ども一人ひとりが好きな遊びを楽しめる環境となっている。ハイハイやつかまり立ち、伝い歩きをする子どもが感触を楽しめるよう水が入った「ウォーターマット」や「つかまり立ち用ボックス」等、発達に応じた手作り玩具や用具が整備されている。保育士は、子どもの表情や発声を大切にし、一人ひとりの育ちについて共通理解を図りながら応答的な関わりを心がけている。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉓・c
＜コメント＞1・2歳児共に年齢別単独クラスとなっている。探索活動について、職員間で話し合い、コーナー作り・手作り玩具・遊具棚の使い方に重点を絞り、室内の環境の改善を図りながら、子どもが安心して遊びを中心とした自発的活動ができるよう環境の整備に努めている。保育士が仲立ちとなり、言葉のやり取りや遊びを継続して楽しめるよう関わっている。食事やおやつは、子どもたちの遊びの様子や登所時間に応じて、食べたい子から順番に食べることが出来るような環境を整えている。家庭との情報共有を図るために「連絡帳」や「登降所状況確認表」を利用したり、送迎時に積極的にコミュニケーションを図ったりしている。特に、健康状態の把握に留意し、SIDS（乳幼児突然死症候群）表に記入し他の職員にも周知を図っている。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉓・c
＜コメント＞3、4、5歳児の縦割りクラスとなっている。保育所保育指針に示されている内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）が生活と遊びを通して総合的に身につくよう計画		

を立て実践している。特に、子どもの「やりたい！」気持ちの実現に向けて、自分の考えたことやイメージしたものを自由に書いたり作ったり出来るような環境を整えている。一人ひとりの良さを認めるとともに、友だちとの関わりを大切に、イメージや目的を共有しながら遊びや活動を楽しむことができるような言葉がけを心がけている。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞個別の支援計画を作成し、発達状況や課題等について保護者と情報を共有し共通認識を持つよう努めている。障害児等療育支援事業において各種専門機関に支援方法や発達について相談し、助言や、具体的な技術支援を受けている。定期的にケース会議を開き、専門機関からの助言を参考に、一人ひとりの子どもの発達状況に合った保育の内容や方法について共通理解を図りながらすすめている。聴覚より視覚に訴えたほうが良い場面では、手作り絵カードを利用するなど配慮している。また、子ども同士の関わりや言葉がけに留意し、共に活動し、楽しさを共有しながら生活できるような環境整備に努めている。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞早朝保育や延長保育など、長時間保育をする保育室を時間帯に応じて2部屋を利用し、家庭的な雰囲気の中でゆったりと落ち着いて過ごせるよう工夫している。一日の生活の流れや子どもの様子を考慮し、一人遊びや少人数で遊べる遊具や玩具、教具など、年齢や発達に応じた環境の整備を心がけている。子どもの様子や保護者への伝達事項は、担任から延長担当保育士に、口頭と各クラスの「伝達ノート」で引き継ぎ、保護者に伝達する仕組みになっている。延長保育時に保護者から質問や返答があった場合は、翌日にその内容を担当保育士に記録や口頭で確認し、保護者が不安を抱くことがないよう配慮している。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・㊦・c
＜コメント＞小学校との連携については「全体的な計画」「中長期事業計画」の中に明記している。1年生との集い（同窓会）を通して、小学校での生活に期待を膨らませたり、小学校給食で使用している食器を市から借り、使用することでより小学校への期待が持てるようにしたりしている。小学校教諭が年2回来所し、子どもの様子を見学したり意見交換したりしながら情報共有を図っている。保育内容も、子どもの好奇心を大切に、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組めるよう、環境を整えたり援助したりしている。保護者には、個別懇談会など、就学に向けての疑問や不安を共有し合える場を設け、小学校以降の生活が見通せるようにしている。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・㊦・c
＜コメント＞『富山市教育保育方針・保健指導計画』に基づき、「保健年間計画」を作成している。予防接種歴や罹患歴は年に1回保護者に確認し追記している。「登所時及び保育中の健康観察の視点」についてのマニュアルを保育所独自で作成し、全職員が同じ視点で子どもの心身の健康を把握している。家庭で体調が気になるという連絡を受けた時は「登降所状況確認票」などを利用し、職員間で情報を共有している。また、日中の体調について健康観察		

し、保護者に伝えている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の防止と対応について、フローチャートを用いて確認し職員に周知している。玄関に保健コーナーを設け、感染症状況やSIDSに関する情報提供に努めている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<コメント>内科・歯科健診については受診日に連絡帳やコドモン（富山市立保育所共通保護者向けアプリ）を通して、保護者に結果を伝え、必要に応じて個別に知らせている。治療が必要な場合は、『歯・口の健康診断結果と受診のお勧め』の書類を渡し早めの受診を勧めている。健診を機会に、虫歯や感染症の予防について話し合ったり、視覚教材を使って歯の大切さを知らせたりしている。家庭には富山市からの『保健だより』を配付している。今後は、園医からのアドバイスを「クラスだより」に載せるなど、より保護者が関心を持つような取組が望まれる。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・b・c
<コメント>独自で作成した「アレルギー対応マニュアル」に基づき、毎朝のミーティングでアレルギー食を確認し、食前に職員と子どもに確認している。提供する時は誤食を防ぐために、四重チェック（給食室・検食・受け取り・配膳）、専用のお盆、専用の食器、顔写真付き食札を使用するなど配慮している。保護者、保育士、調理員との三者面談を行い、医師による生活管理指導表に基づき、アレルギー除去食や代替食を作っている。代替食は他児の物と見た目にも区別できるよう調理している。アレルギー研修に参加し、得た知識を活かしながら、確認作業や援助方法について、職員間で話し合い改善を図っている。今後も、アレルギー疾患児へのきめ細かな配慮を職員全体で周知し継続していくことを期待したい。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント>富山市の『給食指導計画』に基づいて独自の「食育計画」を作成し、調理員と連携を図りながら取り組んでいる。一人ひとりの食べる量や苦手な物などを把握し、量を調節し無理なく食べられるようにしたり、おかわりも出来るようにしたりしている。野菜を育てたり、収穫した野菜を調理に入れたり、ハートや星型に切ったりしながら食材に関心が持てるようにしている。また、毎月“食育の日”にクイズを取り入れ、栄養などを中心に分かりやすく伝えている。食事を楽しめるように、軽音楽をかけたり、テーブル上のパーティーに子どもが作った切り紙を貼ったり、テラスで食べたりするなど工夫している。玄関の食育コーナーに、給食、おやつサンプルやレシピを置き、保護者に食に興味を持ってもらえるよう努めている。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント>3歳未満児の食事は、個々の発育に合わせ、離乳食、刻み食、小刻み食、とろみ食を作っている。七夕、クリスマス、ひな祭りなどの行事食を取り入れ、季節を感じ行事を楽しめるようにしている。今年の富山市の食育のテーマ『富山のおいしい食べ物』として、季節に応じて様々な食に触れる機会を持っている。月1回の残食記録や検食簿を富山市こど		

も保育課に報告したり、定期的に富山市の栄養士が巡回指導を行い、子どもの食事の様子や調理の現場を見て情報交換を行ったりして、献立・調理の工夫に反映している。『衛生管理マニュアル』に基づき、水道水の残留塩素濃度や食品の温度、冷凍冷蔵庫の温度などをチェックし、記録をとり食中毒が起こらないよう安心、安全に留意している。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞保護者に、保育参観、個別懇談会、保育参観や行事など機会を捉えて、保育方針など保育の意図や取組について知らせている。子どもの遊びや生活の様子は、玄関に保育ドキュメンテーションを掲示したり、連絡帳に子どものエピソードを記入したりして知らせている。また、保護者の日頃の悩みや家庭での子どもの様子を共有しながら信頼関係の向上に努めている。個別懇談会や会話の内容、支援方針などは児童票に記入し、継続的に把握しながら保育に活かしている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞玄関に「個別相談申し込み票」を設置し、相談したい職員、日時、場所が選べるようにし、随時受け付けている。保護者からの意見や要望、相談に対してその都度真摯に対応し、事例によっては「苦情マニュアル」に沿って丁寧かつ適切に相談に応じる体制が整っている。また、相談内容は所長に報告、連絡、相談を行い、適切な助言が受けられる体制になっている。個別懇談会も、日時は保護者の都合に合わせるよう配慮している。相談内容によっては、関係職員全員で共通理解をし、子育てを支援していく体制が整っている。		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・ b ・c
＜コメント＞『富山市児童虐待防止マニュアル』や『虐待対応フローチャート』に基づき、職員で虐待や虐待の疑いを発見した際の対応について周知している。日頃から子どもの心身の様子、保護者の表情や言動、連絡帳の記載内容などに留意し、虐待の兆候を見逃さないようにしている。要保護児童については、子ども健康育成課や保健所、児童相談所など関係機関と情報共有に努め連携体制を整えている。今後も、専門機関や保護者とのつながりを大切に、保育所全体で見守っていく体制作りを継続していくことが望ましい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A ㉔	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉔・c
＜コメント＞「全体的な計画」「年間計画」「月間指導計画案」「週間指導計画案」「児童票」等保育計画に基づいた実践について、毎月反省し良さや課題を捉えて次の保育に生かそうとしている。今後は、月の全体的なねらいに対する反省点や課題を明確にし、翌月につながるような記録方法の工夫が望ましい。自園研修として『日本が誇る！ていねいな保育』『日本版保育ドキュメンテーションのすすめ』大豆生田啓友・おおえだけいこ著を参考文献として研修をしている。また、保育所内で公開保育を行い、他の職員から助言を聞き、保育の振り返りや学びの意識の向上に努めている。同時に、今年度から職員一人ひとりが2ヶ月に1回、「振り返りからの学びシート」を作成し、保育の場面を自由に選び、6項目別（子どもの姿・保育者の思い・ねらい・実践・振り返り・課題）に明記し、他の職員から意見を募り保育実践の振り返りをしている。保育士が個別に振り返りを行うだけでなく、職員相互の意見交換など学び合いの協働の基盤を作ろうとする努力が見られる。今後も、保育実践の振り返りを保育所全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向け取り組むことに期待したい。		